

## 議案第 22 号

### 財産の無償譲渡(桐生広域林業会館)について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

- 1 無償譲渡する財産  
建物 桐生広域林業会館  
所在 桐生市相生町三丁目 560 番地の 5  
構造 木造平屋建
- 2 無償譲渡の相手方  
桐生市相生町三丁目 560 番地の 5  
桐生広域森林組合  
代表理事組合長 村上 利朗
- 3 無償譲渡日  
令和 8 年 4 月 1 日

## 議 案 説 明

### 議案第 22 号 財産の無償譲渡(桐生広域林業会館)について

指定管理者制度を活用し、桐生広域森林組合が維持及び管理運営を行っている桐生広域林業会館について、指定管理期間満了日翌日の令和 8 年 4 月 1 日をもって同組合に無償譲渡するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号及び同法第 237 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものです。